

平成30年

第1回市議会定例会 議案第59号

函館市都市公園条例の一部改正について

函館市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市都市公園条例の一部を改正する条例

函館市都市公園条例（昭和33年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の6」を「第2条の7」に、「第2条の7～第2条の19」を「第2条の8～第2条の20」に改める。

第2条の19中「第2条の9」を「第2条の10」に改め、第1章の3中同条を第2条の20とする。

第2条の18の前の見出しを削り、同条を第2条の19とし、同条の前に見出しとして「（掲示板および標識）」を付し、第2条の17を第2条の18とする。

第2条の16中「第2条の14第2項第2号」を「第2条の15第2項第2号」に改め、同条を第2条の17とする。

第2条の15第1項第1号ウ中「第2条の9第5号」を「第2条の10第5号」に改め、同条を第2条の16とする。

第2条の14の前の見出しを削り、同条を第2条の15とし、同条の前に見出しとして「（便所）」を付し、第2条の13を第2条の14とする。

第2条の12第1項第1号中「第2条の10第1号」を「第2条の11第1号」に改め、同項第2号ウ中「第2条の9第5号」を「第2条の10第5号」に改め、同項第4号中「第2条の14第2項、第2条の15および第2条の16」を「第2条の15第2項、第2条の16および第2条の17」に改め、同条第2項第3号中「第2条の9第5号」を「第2

条の10第5号」に改め、同条を第2条の13とする。

第2条の11第1項第1号ウ中「第2条の9第5号」を「第2条の10第5号」に改め、同項第4号中「第2条の14第2項、第2条の15および第2条の16」を「第2条の15第2項、第2条の16および第2条の17」に改め、同条を第2条の12とし、第2条の10を第2条の11とする。

第2条の9第2号ク中「第2条の12第1項第2号」を「第2条の13第1項第2号」に改め、同条第7号中「第2条の17」を「第2条の18」に改め、同条を第2条の10とし、第2条の8を第2条の9とし、第2条の7を第2条の8とする。

第1章の2中第2条の6の次に次の1条を加える。

(運動施設の敷地面積の基準)

第2条の7 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

都市公園法施行令の一部改正に伴い、運動施設の敷地面積の基準を定めるため